

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第69号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表3（第3条、第4条関係）					別表3（第3条、第4条関係）								
小豆総合事務所の個別決裁事項					小豆総合事務所の個別決裁事項								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法略	(1) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。（法18条16項、84条）	略	略	略	略	総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法略	(1) 土地改良区の役員の就任等の届出を受けること。（法18条16項、84条）	略	略	略	略
		(2)・(3) 略							(2)・(3) 略				
		(4) 土地改良区又は土地改良区連合が解散したときの清算人の届出を受けること。（法68条4項、84条）							(4) 土地改良区が解散したときの清算人の届出を受けること。（法68条、84条）				
		(5) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。（法71条の2、84条）							(5) 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。（法76条、84条）				
		(6) 略							(6) 略				
		(7) 町が定めた土地改良事業計画若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。（法96条の2第6項、96条の3第5項）							(7) 町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。（法96条の2第5項、96条の3第5項）				
		(8)～(10) 略							(8)～(10) 略				
		(11) 団体営土地改良事業（町が行う土地改良事業を除く。）に係る専門技術者の委嘱を行うこと。							(11) 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。				
		(12) 公告を行うこと（(1)、(4)及び(8)の届出並びに(2)、(3)及び(6)の認可に係るものに限る。）。（法第18条17項、30条3項、48条9							(12) 公告を行うこと（(1)及び(8)の届出、(2)、(3)及び(6)の認可並びに(7)の同意に係るものに限る。）。（法第18条17項、30条3項、48				

		項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、96条の2第7項、113条の2第2項)	
	2～その他 略		
環境森林課～保健福祉課 略			
土地改良課	1	略	
	2 土地改良法関係事務法…土地改良法	(1) 災害のための応急工事計画を認可すること。(法49条、84条)	略
		(2) 略	
	3・4 略		
用地管理課	1～20 略		
	21 土地改良法関係事務法…土地改良法 略	(1)・(2) 略	
		(3) 換地処分をした旨の届出を受けること。(法54条3項、96条、96条の4第1項)	略
		(4)～(9) 略	
22・23 略			

		条11項、67条3項、95条4項、96条の2第7項、113条の2第2項)	
	2～その他 略		
環境森林課～保健福祉課 略			
土地改良課	1	略	
	2 土地改良法関係事務法…土地改良法	(1) 災害のための応急工事計画を認可し、又は協議に応じて同意すること。(法49条、84条、96条の4)	略
		(2) 略	
	3・4 略		
用地管理課	1～20 略		
	21 土地改良法関係事務法…土地改良法 略	(1)・(2) 略	
		(3) 換地処分をした旨の届出を受けること。(法54条3項、96条、96条の4)	略
		(4)～(9) 略	
22・23 略			

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～27 略

28 土地改良事務所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 土地改良法関係事務(香川用水土地改良区に係る事務を除く。)法…土地改良法 略	(1) 略			
	(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。(法18条16項、84条)	略		
	(3) 略			
	(4) 災害のための応急工事計画を認可すること。(法49条、84条)	略		
	(5) 略			
	(6) 換地処分をした旨の届出を受けること。(法54条3項、96条、96条の4第1項)	略		
	(7) 略			
	(8) 土地改良区又は土地改良区連合が	略		

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～27 略

28 土地改良事務所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 土地改良法関係事務(香川用水土地改良区に係る事務を除く。)法…土地改良法 略	(1) 略			
	(2) 土地改良区の役員の就任等の届出を受けること。(法18条16項、84条)	略		
	(3) 略			
	(4) 災害のための応急工事計画を認可し、又は協議に応じて同意すること。(法49条、84条、96条の4)	略		
	(5) 略			
	(6) 換地処分をした旨の届出を受けること。(法54条3項、96条、96条の4)	略		
	(7) 略			
	(8) 土地改良区が解散したときの清算	略		

解散したときの清算人の届出を受けること。(法68条4項、84条)	
(9) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。(法71条の2、84条)	
(10)・(11) 略	
(12) 市町が定めた土地改良事業計画若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。(法96条の2第6項、96条の3第5項)	略
(13)～(20) 略	
(21) 団体営土地改良事業(市町が行う土地改良事業を除く。)に係る専門技術者の委嘱を行うこと。	略
(22) 略	
(23) 公告を行うこと((2)、(8)及び(13)の届出並びに(3)、(7)及び(11)の認可に係るものに限る。)(法18条17項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、96条の2第7項、113条の2第2項)	略
3～6 略	

29～31 略

人の届出を受けること。(法68条、84条)	
(9) 土地改良区の清算が終了した旨の届出を受けること。(法76条、84条)	
(10)・(11) 略	
(12) 市町の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止について協議に応じ、同意すること。(法96条の2第5項、96条の3第5項)	略
(13)～(20) 略	
(21) 団体営土地改良事業に係る専門技術者の委嘱を行うこと。	略
(22) 略	
(23) 公告を行うこと((2)及び(13)の届出、(3)、(7)及び(11)の認可並びに(12)の同意に係るものに限る。)(法18条17項、30条3項、48条11項、67条3項、95条4項、96条の2第7項、113条の2第2項)	略
3～6 略	

29～31 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。